

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月17日

天理市長 並 河 健

天理市条例第6号

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部を改正する条例

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和49年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「5,000万円」を「2,000万円」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。